

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人諸富福祉会の法人業務に伴う理事、監事（以下、「役員」という）、および評議員の報酬について必要な事項を定める。

(報酬等の支給)

第2条 役員及び評議員の報酬等は、社会福祉法人諸富福祉会定款第8条及び第21条に定めるとおり無報酬とする。

(公表)

第3条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

附 則

この規程は平成29年6月20日から施行し、平成29年4月1日から適用する。